

工事請負契約指名停止等措置要領の制定について

〔昭和 59 年 6 月 11 日 59 林野経第 156 号〕
〔林野庁長官より各営林(支)局長等あて〕
[最終改正] 平成 19 年 11 月 8 日 19 林国管第 71 号

(指名停止)

- 第 1 林野庁長官、森林管理局長、森林総合研究所長、林木育種センター所長、森林技術総合研修所長(以下「部局長」という。)は、有資格者が別表第 1 及び第 2 の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件の 1 に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。
- 2 部局長が指名停止を行ったときは、部局に属する会計法(昭和 22 年法律第 35 号)第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等(以下「所属担当官」という。)は、工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

- 第 2 部局長は、第 1 第 1 項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 2 部局長は、第 1 第 1 項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)について当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 3 部局長は、第 1 第 1 項又は前 2 項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

- 第 3 有資格者が 1 の事案により別表各号の措置要件の 2 以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。
- 2 有資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、別表各号に定める短期の 2 倍の期間(当初の指名停止の期間が 1 カ月に満たないときは、1.5 倍、別表第 2 第 1 2 号の措置要件に該当することとなったときは 2.5 倍)とする。

- (1) 別表第 1 各号又は別表第 2 各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後 1 力年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第 1 各号又は別表第 2 各号の措置要件に該当することとなったとき。
- (2) 別表第 2 第 1 号から第 4 号まで又は第 5 号から第 12 号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後 3 力年を経過するまでの間に、それぞれ同表第 1 号から第 4 号まで又は第 5 号から第 12 号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）、
- 3 部局長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前 2 項及び第 4 第 1 号から第 3 号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の 2 分の 1 の期間まで短縮することができる。
- 4 部局長は、有資格者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第 1 項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の 2 倍（当該長期の 2 倍が 36 力月を超える場合は 36 力月）まで延長することができる。
- 5 部局長は、指名停止の期間中の有資格者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号、前各項及び第 4 に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 部局長は、第 1 第 1 項又は第 2 各項の規定により指名を停止された有資格者について、別表第 2 第 12 号に該当し、かつ、当該指名停止の期間が満了しているときは、当該指名停止の期間を変更したと想定した場合の期間から、当該指名停止の期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができる。
- 7 部局長は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例）

第 4 部局長は、第 1 第 1 項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- (1) 談合情報を得た場合又は農林水産省の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第 2 第 6 号、第 9 号、第 11 号又は第 12 号に該当したときは、それぞれ当該各号に定める短期の 2 倍（別表第 2 第 1 2 号に該当したときは、2 . 5 倍）の期間。
- (2) 別表第 2 第 5 号から第 12 号までに該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）

について、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令、課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第12号に該当する有資格者にあつては、2.5倍）の期間。

(3) 別表第2第5号から第7号まで又は第12号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があつたとき（前二号に掲げる場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第12号に該当する有資格者にあつては、2.5倍）の期間。

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあつたことが明らかとなつたときで、当該関与行為に関し、別表第2第5号から第7号まで又は第12号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなつた場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期に1ヵ月（別表第2第12号に該当する有資格者にあつては、1.5ヵ月）加算した期間。

(5) 農林水産省又は他の公共機関の職員が競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第8号から第12号までに該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなつた場合は除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期に1ヵ月（別表第2第12号に該当する有資格者にあつては、1.5ヵ月）加算した期間。

（指名停止の措置対象区域の特例）

第5 部局長は、有資格者が別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当する場合において、当該有資格者の安全管理の措置の不適切な程度を勘案し、管轄する区域の一部を限定して指名停止を行うことができる。

2 部局長は、別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当し指名停止の期間中の有資格者について、安全管理の措置に関し勘案すべき特別の事由が明らかとなつたときは、当該有資格者について指名停止の措置対象区域を変更することができる。

（指名停止の通知）

第6 部局長は、第1第1項若しくは第2各項の規定により指名停止を行い、第3第5項若しくは第5第2項の規定により指名停止の期間若しくは措置対象区域を変更し、又は第3第7項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なくそれぞれ別紙様式第1号、別紙様式第2号又は別紙様式第3号により通知するものとする。

2 部局長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が当該部局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事に関するものであるとき

は、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7 所属担当官は、次項に掲げる場合を除き、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。

- 2 所属担当官は、会計法第 29 条の 3 第 4 項に規定する場合は、あらかじめ部局長の承認を受けて指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方とすることができる。
- 3 部局長は、前項の承認をしたときは、別紙様式第 4 号により林野庁長官に報告するものとする。

(下請等の禁止)

第8 所属担当官は、指名停止の期間中の有資格者が当該所属担当官の契約に係る工事の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は当該工事の完成保証人となることを承認してはならない。

(指名停止の報告等)

第9 部局長は、第 1 第 1 項若しくは第 2 各項の規定により指名停止を行い、第 3 第 5 項若しくは第 5 第 2 項の規定により指名停止の期間若しくは措置対象区域を変更し、又は第 3 第 7 項の規定により指名停止を解除したときは、それぞれ別紙様式第 5 号、別紙様式第 6 号又は別紙様式第 7 号により、林野庁長官に報告するものとする。

- 2 林野庁長官は、前項の規定による報告があった場合において、当該報告に係る事案が他の部局における指名停止に関連すると認めるときは、遅滞なく、当該他の部局長に通知するものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第 10 部局長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(その他)

第 11 この要領に定めのない事項については、競争参加者選定事務取扱要領 (平成 13 年 4 月 16 日付け 12 林国管第 73 号林野庁長官通達) の定めるところによる。

附 則

この要領は、昭和 59 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 年 6 月 11 日から適用する。ただし、指名停止の措置要件に該当する事由が、平成 2 年 6 月 10 日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 6 年 5 月 30 日から適用する。ただし、指名停止の措置要件に該当する事由が、平成 6 年 5 月 29 日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 15 年 9 月 1 日から適用する。ただし、指名停止の措置要件に該当する事由が、平成 15 年 8 月 31 日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 18 年 1 月 4 日から適用する。ただし、指名停止の措置要件に該当する事由が、平成 18 年 1 月 3 日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

別表第 1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|--|--------------------------|
| (虚偽記載) 1 当該部局の発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から 1 カ月以上 6 カ月以内 |
| (過失による粗雑工事) 2 当該部局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事(以下この表において「部局発注工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。)。 | 当該認定をした日から 1 カ月以上 6 カ月以内 |
| 3 当該部局の管轄区域内における工事で前号に掲げるもの以外のもの(以下この表において「一般工事」という。)の施工に当り、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。 | 当該認定をした日から 1 カ月以上 3 カ月以内 |
| (契約違反) 4 第 2 号に掲げる場合のほか、部局発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から 2 週間以上 4 カ月以内 |
| (安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 部局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。 | 当該認定をした日から 1 カ月以上 6 カ月以内 |
| 6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 | 当該認定をした日から 1 カ月以上 3 カ月以内 |
| (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 部局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 | 当該認定をした日から 2 週間以上 4 カ月以内 |
| 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適 | 当該認定をした日か |

切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を
生じさせた場合において、当該事故が重大であると
認められるとき。

ら 2 週間以上 2 カ月
以内

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|---|------------------------------|
| (贈賄) | |
| 1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該部局に所属する職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | 逮捕又は公訴を知った日から |
| イ 代表役員等（有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）をいう。以下同じ。） | 4 カ月以上 12 カ月以内 |
| ロ 一般役員等（有資格者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。） | 3 カ月以上 9 カ月以内 |
| ハ 有資格者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。） | 2 カ月以上 6 カ月以内 |
| 2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該部局に所属する職員以外の農林水産省職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | 逮捕又は公訴を知った日から |
| イ 代表役員等 | 4 カ月以上 12 カ月以内 |
| ロ 一般役員等 | 2 カ月以上 6 カ月以内 |
| ハ 使用人 | 1 カ月以上 3 カ月以内 |
| 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該部局の管轄区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第2号に掲げる場合を除く。） | 逮捕又は公訴を知った日から |
| イ 代表役員等 | 3 カ月以上 9 カ月以内 |
| ロ 一般役員等 | 2 カ月以上 6 カ月以内 |
| ハ 使用人 | 1 カ月以上 3 カ月以内 |
| 4 次のイ又はロに掲げる者が当該部局の管轄区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第2号に掲げる場合を除く。） | 逮捕又は公訴を知った日から |
| イ 代表役員等 | 3 カ月以上 9 カ月以内 |
| ロ 一般役員等 | 1 カ月以上 3 カ月以内 |
| (独占禁止法違反行為) | |
| 5 当該部局が管轄する区域内において、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。） | 当該認定をした日から 2 カ月以上 9 カ月以内 |
| 6 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（第12号に掲げる場合を除く。） | 当該認定をした日から |
| イ 当該部局の所属担当官 | 3 カ月以上 12 カ月以内 |
| ロ 当該部局の所属担当官以外の農林水産省の所属担当官 | 2 カ月以上 9 カ月以内 |
| 7 当該部局が管轄する区域外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。（第6号ロ及び第12号に掲げる場合を除く。） | 刑事告発を知った日から 1 カ月以上 9 カ月以内 |

| | |
|--|-----------------------------------|
| (競売入札妨害又は談合) | |
| 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(次号及び第12号に掲げる場合を除く。) | 逮捕又は公訴を知った日から |
| イ 当該部局の管轄する区域内の他の公共機関の職員 | 2ヵ月以上12ヵ月以内 |
| ロ 当該部局の管轄する区域外の他の公共機関の職員 | 1ヵ月以上12ヵ月以内 |
| 9 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。) | 逮捕又は控訴を知った日から |
| イ 当該部局の所属担当官 | 3ヵ月以上12ヵ月以内 |
| ロ 当該部局の所属担当官以外の農林水産省の所属担当官 | 2ヵ月以上12ヵ月以内 |
| 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(次号及び第12号に掲げる場合を除く。) | 逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上12ヵ月以内 |
| 11 農林水産省の所属担当官が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。) | 逮捕又は公訴を知った日から 4ヵ月以上12ヵ月以内 |
| (重大な独占禁止法違反行為等) | |
| 12 農林水産省の所属担当官又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等で農林水産省の所管に係るものの職員が締結した請負契約に係る工事に関し、次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなったとき(当該工事に政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の適用を受けるものが含まれる場合に限る。) | 刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から 6ヵ月以上36ヵ月以内 |
| イ 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。) | |
| ロ 有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | |
| (建設業法違反行為) | |
| 13 当該部局が管轄する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。) | 当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内 |
| 14 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当と認められるとき。 | 当該認定をした日から |

| | |
|--|---------------------------------|
| イ 当該部局の所属担当官 | 2 ヶ月以上 9 ヶ月以内 |
| ロ 当該部局の所属担当官以外の農林水産省の所属担当官 | 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内 |
| (森林窃盗) | |
| 15 有資格者である個人又は有資格者の役員若しくは使用人が、当該部局の管轄区域内において、又は国有林野事業に係る業務に関し、森林窃盗の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで控訴を提起されたとき。 | 逮捕又は公訴を知った日から 4 ヶ月以上 12 ヶ月以内 |
| (不正又は不誠実な行為) | |
| 16 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内 |
| 17 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内 |

別紙様式第1号(第6関係)

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

部局長名 印

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴 方が(の) ことは、誠に遺憾である。よって下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。(今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。)

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」(平成19年7月2日付け18林政第793号)の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立をすることができる。この場合、平成 年 月 日までに〔担当課名〕にその旨を記載した書面を提出されたい。

記

- 1 指名停止の期間(及び措置対象区域)
- 2 指名停止の理由

(備 考)

- 1 には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- 2 は、第6第2項の適用がある場合に使用する。
- 3 には、指名停止の期間の始期及び終期ならびに措置対象区域を記載する。
また、措置対象区域は、別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当する場合に記載する。
- 4 には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別紙様式第2号（第6関係）

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

部局長名 印

指 名 停 止 変 更 通 知 書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の内容を変更したので通知する。

記

- 1 従前の指名停止の期間（及び措置対象区域）
- 2 変更後の指名停止の期間（及び措置対象区域）
- 3 変更の理由

（備考）

- 1 措置対象区域は、第5第2項の規定による場合に記載する。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別紙様式第3号(第6関係)

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

部局長名 印

指 名 停 止 解 除 通 知 書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度当該指名停止を解除したので通知する。

(備 考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別紙様式第4号(第7関係)

番 号
年 月 日

林 野 庁 長 官 殿

部局長名

印

指名停止の期間中の有資格者との随意契約の承認について

工 事 名

施 工 場 所

工 事 種 別

契 約 の 相 手 方

契約予定年月日及び予定工期

上記の工事の請負契約については、下記の理由により、指名停止の期間中の有資格者と随意契約を締結することを承認したので報告する。

記

理由

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別紙様式第5号(第9関係)

番 号
年 月 日

林 野 庁 長 官 殿

部局長名 印

指 名 停 止 報 告 書

商 号 又 は 名 称

代 表 者 氏 名

住 所

登録工事種別、等級及び
当該等級における順位

氏名及び契約の実績

上記の有資格者について、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第 第 号の
措置要件に該当する事実があるため、下記のとおり指名停止を行ったので報告する。

記

- 1 指名停止の期間(及び措置対象区域)
- 2 指名停止の理由
- 3 通知を行わなかった場合には、その理由
- 4 備考(他機関の見解等)

(備考)

- 1 措置対象区域は、別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当する場合に記載する。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別紙様式第6号(第9関係)

番 号
年 月 日

林 野 庁 長 官 殿

部局長名 印

指 名 停 止 変 更 報 告 書

商 号 又 は 名 称

代 表 者 氏 名

住 所

上記の有資格者については、先に 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨を報告したところであるが、この度、下記のとおり指名停止の内容を変更したので報告する。

記

- 1 従前の指名停止の期間(及び措置対象区域)
- 2 変更後の指名停止の期間(及び措置対象区域)
- 3 変更の理由

(備 考)

- 1 措置対象区域は、第5第2項の規定による場合に記載する。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別紙様式第7号(第9関係)

番 号
年 月 日

林 野 庁 長 官 殿

部局長名 印

指 名 停 止 解 除 通 知 書

商 号 又 は 名 称

代 表 者 氏 名

住 所

上記の有資格者については、先に 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨を報告したところであるが、この度、下記の理由により当該指名停止を解除したので報告する。

記

理由

(備 考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。